

新機能第 173 号
令和2年10月8日

各認定職業能力開発施設代表者 様
各技能士会会長 様
各技能士会協議会会長 様

新潟県職業能力開発協会
会長 大原 興人
(公印省略)

令和2年度職業訓練指導員講習（48時間講習）の実施について（依頼）

当協会の業務運営につきましては、日頃格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当協会では標記講習会を下記日程により実施することといたしました。
つきましては、受講有資格者への周知と受講勧奨をお願いいたしますとともに、受講希望者がおられましたら、11月18日（水）までに当協会に申し込みいただきますようご周知をお願いいたします。（受講決定者には、受講決定通知をお送りいたします。通知の案内により、受講料をお振込みいただきます。）

記

1、会場・日時（AM9：00～PM5：00まで）

会場・所在地	講習期間
『新潟県立新潟テクノスクール』 新潟市中央区鏡西1-11-2 TEL025-247-7397	令和2年12月8日（火）～12月16日（水） *12月12日（土）及び13日（日）は除く。

2、必要経費 18,927円 （ 受講料15,000円 テキスト3,927円 ）

3、提出書類

ア) 職業訓練指導員講習申込書	受講希望者全員
イ) 実務経験年数証明書	該当者のみ 訓練校修了者 等
ウ) 職業訓練指導員講習受講承認願	該当者のみ

*ウ) は、同封の「職業訓練指導員講習受講資格一覧」最下段の厚生労働省職業能力開発局長が認めた者の申請にあたり、実務経験15年特例に該当することとなりますが、同封の「職業訓練指導員免許に関する関係規則」労働省告示第38号の14号に基づきますことを、申し添えます。

4、その他

一級技能士の資格要件で講習会を受講し、職業訓練指導員免許を取得する場合、技能検定職種に対応する職業訓練指導員免許がないと、本講習を受講しても免許交付ができませんので、ご留意願います。別紙対応表でご確認願います。定員（12名）になり次第、受付を終了いたします。
この度の受講に関しては、新型コロナウイルス対応として、受付時における検温、手指アルコール消毒、感染症チェックリストの提出、マスクの着用のご協力をお願いいたします。

(申込み先・担当) 新潟県職業能力開発協会 総務開発課 相沢・稲餅
〒950-0965 新潟市中央区新光町15-2 公社ビル4F
TEL 025-283-2155 FAX 025-283-2156

職業訓練指導員講習申込書

令和 年 月 日

新潟県職業能力開発協会長 様

氏名 印

職業訓練指導員の講習を受けたいので関係書類を添えて申し込みます。

免許希望職種名		科		
氏名		現住所	(電話)	
生年月日	年 月 日			
講習を受けることができる資格	1. 1級技能士 (職種 年 月 日第 号) 2. 労働省告示第38号の該当 (実務経験年数 年 か月)			
欠格事項	1. 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたことの有無 有 無 2. 禁固以上の刑に処せられたことの有無 有 無 3. 職業訓練指導員免許の取り消しを受けたことの有無 有 無			
学歴	区分	学校名	卒業年月日	
	新中卒、旧中卒、高小卒		年 月 日	
	高校卒、短大卒以上		年 月 日	
職歴	事業所名	職名	在職期間	職務内容
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	

注：

1. 欠格事項欄及び学歴欄の区分については該当のものを○でかこむこと。記載もれのないように。
2. 学歴は最終学歴、職歴は最初の勤務から順に記載すること。
3. 添付する書類は、1級技能士は、1級技能検定合格証明書の写、告示第38号の該当者は修了（卒業）証書の写し及び実務経験年数証明書であること。

実務経験年数証明書

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____

上記の者は下記の職務に従事したことを証明します。

記

事業所名	従事した職務 (具体的に)	従事した期間	従事年数
		年 月 日から 年 月 日まで	年 ヶ月
		年 月 日から 年 月 日まで	年 ヶ月
		年 月 日から 年 月 日まで	年 ヶ月
		年 月 日から 年 月 日まで	年 ヶ月

令和 年 月 日

証 明 者 住 所 _____

団体又は事業所名 _____

代 表 者 名 _____ 印

労働省告示第38号中の第14号に該当する者に
係る職業訓練指導員講習（48H講習）受講承認願

令和 年 月 日

新潟県職業能力開発協会長 様

住所

氏名 _____ 印 _____

私は、下記職種の職業訓練の指導に携わるため、職業訓練指導員講習の受講を希望しますので、承認願います。

免許職種

推 薦 書

上記の者は、次の事由により職業訓練の指導に携わることが確かな者と認め推薦いたします。

- 1 新設訓練科を担当する職業訓練指導員の確保が困難なため
2 訓練生の所属事業所の職業訓練指導員が退職し後任の確保が困難なため
3 その他（ ）

事業所名

代表者名 _____ 印 _____

認定訓練協会名

代表者名 _____ 印 _____

(職業訓練指導員免許)

法第28条第3項(申請に基づき免許が交付)

第1号 訓練課程修了者

第2号 指導員試験合格者

第3号 指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると認められた者。

法第28条第4項

前項第3号に掲げる者の範囲は、厚生労働省令で定める。

法施行規則第39条

法第28条第4項の規定に基づき厚生労働省令で定める者。

第1号 技能検定1級合格者で、厚生労働大臣が指定する講習を修了した者

第2号 高等学校教員免許を有する者

第3号 旧訓練大学校修了者

第4号 旧法による指導員試験合格者

(職業訓練指導員免許に関する経過措置)

法第28条第4項の規定に基づき厚生労働省令で定める者は、法施行規則第39条に定める者のほか、当分の間、次の各号のいずれかに該当する者であって法施行規則第39条第1号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者

第1号 大学卒

第2号 短大卒又は高等専門学校卒

第2の2号 応用課程修了

第2の3号 専門課程修了

第3号 厚生労働大臣が別に定めるところにより前3号に掲げる者と同等以上の技能及び知識を有すると認められる者

(職業能力開発促進法施行規則に基づく職業訓練指導員免許を受けることができる者)

労働省告示第38号

1号～13号

14号 厚生労働省職業能力開発局長が全各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者

職業訓練法の一部を改正する法律の施行について(抄)

(昭和60年10月1日能発第210号) ハンドブック2P1066

第5 職業訓練指導員の資格等について

2 職業訓練指導員免許(規則第37条関係)

労働省告示第38号

14号 「厚生労働省職業能力開発局長が全各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者」は、新たに訓練科が設置された場合等で、担当する指導員の確保が困難なときに限り、当該職種に係わる実務の経験が15年以上であるものとする。

職業訓練指導員講習(48時間講習)受講資格一覧

区分	内 容	実務経験 年 数
1	1級の技能検定又は等級に区分しない技能検定(単一等級の技能検定)の合格者	0
2	学校教育法による大学(短期大学は除く)において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2
3	学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	4
4	免許職種に相当する専門課程の高度職業訓練に係わる訓練に関し技能照査に合格した者	3
5	専門課程の高度職業訓練のうち規則別表第6に定めるところにより行われるものを修了した者	4
6	普通課程の普通職業訓練において技能照査に合格したもの	6
7	普通課程の普通職業訓練のうち規則別表第2に定めるところにより行われるものを修了した者	7
8	短期課程の普通職業訓練のうち規則別表第4に定めるところにより行われるものを修了した者(700時間以上)	10
9	専修訓練課程の普通職業訓練修了者(昭和53年改正規則附則第2条第1項)	10
10	外国の大学であって学校教育法による大学(短期大学を除く)と同等以上と認められるものにおいて免許職種に関する学科を修めて修了した者	2
11	旧法の認定職業訓練(3年)又は改正前の労働基準法(昭和22年法律第49号)の認可を受けて行われた技能者養成を修了した者	7
12	学校教育法による高等学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	7
13	旧法による専門的技能に関する職業訓練(3年及び3,600時間)又は旧法の認定職業訓練(2年)を修了した者	8
14	旧法による基礎的技能に関する職業訓練(1年及び1,800時間)又は旧法の公共職業補導所(1年及び1,824時間)を修了した者	10
15	旧法施行前の失業保険法の職業訓練(1年及び1,824時間)を修了した者	10
16	改正省令前の都道府県が設置する施設で家事サービス職業訓練を担当している者	0
17	旧訓練法規則による特別高等訓練課程の養成訓練において技能照査に合格した者	3
18	旧訓練法規則による特別高等訓練課程の養成訓練修了者	4
19	旧訓練法規則による高等訓練課程の養成訓練において技能照査に合格した者	6
20	旧訓練法規則による高等訓練課程の養成訓練修了者	7
21	旧訓練法規則による専修訓練課程の養成訓練修了者	10
22	厚生労働省職業能力開発局長が認めた者	15

職業訓練指導員免許職種と技能検定職種との対応表

免 許 職 種	技 能 検 定 職 種	免 許 職 種	技 能 検 定 職 種
園 芸 科	園芸装飾	農 業 機 械 科	農業機械整備
造 園 科	造 園	冷凍空調機器科	冷凍空気調和機器施工
森林環境保全科	造 園	織 機 調 整 科	織機調整
鉄 鋼 科	金属溶解	染 色 科	染 色
鑄 造 科	金属溶解、鑄造、粉末冶金、ダイカスト	ニ ッ ト 科	ニット製品製造
鍛 造 科	鍛 造	洋 裁 科	婦人子供服製造
熱 処 理 科	金属熱処理、金属材料試験	洋 服 科	紳士服製造
機 械 科	機械加工、放電加工、金型製作、工業彫刻、仕上げ、切削工具研削、機械検査、機械保全、油圧装置調整、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図	和 裁 科	和 裁
		寝 具 科	寝具製作
		帆 布 製 品 科	帆布製品製造
		縫 製 科	布はく縫製
構造物鉄工科	鉄 工	木 型 科	木型製作
塑 性 加 工 科	金属プレス加工、建築板金、工場板金、鉄工	木 工 科	製材のこ目立て、木工機械整備、機械木工、家具製作、建具製作
金属表面処理科	めつき、アルミニウム陽極酸化処理	木 材 工 芸 科	漆器製造
		竹 工 芸 科	竹工芸
電 子 科	電子機器組立て、自動販売機調整、電子回路接続、半導体製品製造	紙 器 科	紙器・ダンボール箱製造
		製 版 ・ 印 刷 科	製版、印刷
メカトロニクス科	電気機器組立て	製 本 科	製 本
電 気 科	電気機器組立て、自動販売機調整、電気製図	ブ ラ ス チ ッ ク 製 品 科	プラスチック成形、強化プラスチック成形
		ガ ラ ス 科	ガラス製品製造
自動車製造科	内燃機関組立て	ほ う ろ う 製 品 科	ほうろう加工
鉄 道 車 両 科	鉄工、鉄道車両製造・整備	陶 磁 器 科	陶磁器製造
造 船 科	鉄 工	ブ ロ ッ ク 建 築 科	れんが積み、ブロック建築、エーエルシーパネル施工
時 計 科	時計修理		
光 学 ガ ラ ス 科	眼鏡レンズ加工、光学機器製造	石 材 科	石材施工、コンクリート積みブロック施工
光 学 機 器 科	光学機器製造		
理 化 学 機 器 科	家庭用電気治療器調整	麵 科	製 麵
製 材 機 械 科	切削工具研削、製材のこ目立て	パ ン ・ 菓 子 科	パン製造、菓子製造
内 燃 機 関 科	内燃機関組立て	食 肉 科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
縫 製 機 械 科	縫製機械整備	水 産 物 加 工 科	水産練り製品製造
建 設 機 械 科	建設機械整備	発 酵 科	みそ製造、酒造